

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定しました。

平成二十九年七月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在 地	障害児通所 支援の種類	指定年月 日
株式会社エ ムイーエス	東京都江戸川区 瑞江一丁目四二 番一〇号	ノーベル	奈良市四条大 路二丁目二番 一〇号 翠水 ビル二階CD	放課後等デ イサービス	平成二十 九年七月 一日
有限会社福 祉企画	御所市大字東松 本一〇八番地の 二	ふくしのな ら	大和高田市三 和町二一三	放課後等デ イサービス	平成二十 九年七月 一日
特定非営利 活動法人き ららの木	奈良市六条二丁 目六番一号	きらら	奈良市六条二 丁目六番一号	放課後等デ イサービス	平成二十 九年七月 一日
株式会社心	葛城市東室一 三番地一六	ふれあいこ ころ	葛城市北花内 六四二一三 フローラ新庄 一〇六号室	放課後等デ イサービス	平成二十 九年七月 一日
株式会社自 立と平和	生駒郡平群町初 香台二丁目六番 二六号	えがおがい つぱい	生駒郡平群町 初香台二丁目 六番二六号	児童発達支 援	平成二十 九年七月 一日

イデル 株式会社ア	一般社団法 人侑輝会	吉野郡大淀町大 字下湊九五六番 地	発達支援ル ームスマイ ルキッズ	吉野郡大淀町 大字下湊九五 六番地	保育所等訪 問支援	平成二十 九年七月 一日
一 西坊城五一番地	大和高田市大字 あいでるー む	大和高田市大 字西坊城五一 番地二	保育所等訪 問支援	平成二十 九年七月 一日		